

# 山口県人権推進指針

## (令和6年度改定版)

～県民一人ひとりの人権が尊重された  
心豊かな地域社会をめざして～

山 口 県



## 県民一人ひとりの人権が尊重された 心豊かな地域社会をめざして

人権の世紀と言われている21世紀も、既に四半世紀を迎えますが、今日においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもとで、幅広い人権問題への対応や、より一層の人権を尊重した行政の推進などに取り組んでいくことが求められています。

本県におきましても、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針であります「山口県人権推進指針」を平成14年に策定し、平成19年、平成24年と適宜見直しを行いながら、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、人権に関する諸施策を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、前回改定から12年が経過し、社会情勢の変化や人権に関する新たな法も制定されていることから、令和元年に実施いたしました「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、「山口県人権施策推進審議会」からの答申に基づき、人権に関する総合的な取組をより一層推進するため、このたび、「山口県人権推進指針」を改定いたしました。

この指針においては、山口県民すべてが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかげがえのない尊い生命の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、生命（いのち）、自由（じゆう）、平等（びょうどう）の三つの視点で人権に関する諸施策を総合的に推進することとしています。

今後とも、この指針に基づいて、市町をはじめ、関係機関や関係団体等との密接な連携のもと、“県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会”の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年（2024年）12月

山口県知事



# 目 次

<b>第1 指針の趣旨と性格</b> .....	1
1 指針の趣旨 .....	1
2 指針の性格 .....	1
<b>第2 人権をめぐる状況と課題</b> .....	2
1 国連の取組 .....	2
2 国内の動向 .....	2
3 本県の取組 .....	4
4 人権課題等の状況 .....	5
<b>第3 指針の基本理念、キーワード</b> .....	7
1 基本理念 .....	7
2 キーワード .....	7
<b>第4 施策の推進</b> .....	8
1 人権を尊重した行政の推進 .....	8
2 人権教育及び人権啓発の推進 .....	8
3 相談・支援体制の充実 .....	10
4 分野別施策の推進 .....	10
<b>第5 推進体制</b> .....	11
1 それぞれの取組 .....	11
2 推進体制 .....	12
<b>本編資料「分野別施策の推進」</b> .....	14
○ 男女共同参画に関する問題 .....	15
○ 子どもの問題 .....	17
○ 高齢者問題 .....	20
○ 障害者問題 .....	22
○ 部落差別（同和問題） .....	25
○ 外国人問題 .....	27
○ 罪や非行を犯した人の問題 .....	29
○ 犯罪被害者と家族の問題 .....	30
○ 環境問題 .....	32
○ インターネットにおける問題 .....	34
○ プライバシーの保護 .....	35
○ 拉致問題 .....	36
○ インフォームド・コンセントの推進 .....	36
○ 感染症の問題 .....	37
○ ハンセン病問題 .....	38
○ 性の多様性に関する問題 .....	39
<b>参考資料</b> .....	42

# 第1 指針の趣旨と性格

## 1 指針の趣旨

我が国においては、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする日本国憲法（昭和22年（1947年）5月3日施行）のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備が推進されています。

しかし、国の人権擁護推進審議会の答申（平成11年（1999年）7月）において、「国内外から、国の諸制度や諸施策そのものの在り方に対する人権の視点からの批判的意見も含めて、公権力と国民との関係や国民相互の関係において、様々な人権問題が存在すると指摘されている。」とあるように、私たちの身の回りには、様々な人権問題が幅広く存在しています。また、少子・高齢化や情報化の進展などによる社会の変化により、新たな課題も発生しています。

県では、このような状況を踏まえ、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために、「山口県人権推進指針」（以下「指針」という。）を平成14年（2002年）3月に策定しました。

## 2 指針の性格

この指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針とし、「やまぐち未来維新プラン<sup>1</sup>」に基づく施策の推進に当たって、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととし、次のような役割をもちます。

- （1） 県は、県民の人権を尊重した行政を推進するとともに、広範にわたる人権諸施策を総合的、計画的に推進するための指針とします。
- （2） 市町に対しては、この指針を踏まえ、県との密接な連携を図りながら、各市町の実情に応じた施策推進の方向性を明示され、住民に密着した積極的な取組が実施されることを期待します。
- （3） 県民、民間団体、企業等に対しては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識のもとに、自主的な活動が展開されることを期待します。

\* この指針における「県民」とは、県内に暮らす全ての人々です。

\* 「日本国憲法」この指針のpp.49-50に基本的人権に関する条項を掲載しています。

1 「やまぐち未来維新プラン」令和4年（2022年）10月に策定された県の総合計画。新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめたもので、2022年度から2026年度までを計画期間としている。

## 第2 人権をめぐる状況と課題

### 1 国連の取組

20世紀前半の二つの大戦の教訓から、昭和20年（1945年）に、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日、第3回総会で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と人権の尊重を謳った「世界人権宣言」を採択し、人権の国際基準を示しました。

その後、世界人権宣言を実効あるものとするために、「人種差別撤廃条約」や「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など多数の人権に関する条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など人権尊重に向けて国際的な取組を続けてきました。

平成23年（2011年）には、企業と人権に関する国際的枠組みとなる「ビジネスと人権に関する指導原則<sup>2</sup>」が承認され、また、平成27年（2015年）9月には、すべての人々の人権が尊重される世界などをめざす「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>3</sup>」を採択しました。

### 2 国内の動向

我が国においても、日本国憲法の基本的人権の保障を具体化するため、法制度の整備など、様々な取組が行われてきました。

平成8年（1996年）12月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権擁護に関する審議が行われ、二つの答申が提出されました。一つは、平成11年（1999年）7月の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申であり、一つは、平成13年（2001年）5月の「人権救済制度の在り方について」の答申です。

\* 「世界人権宣言」この指針のpp.43-46に掲載しています。

2 「ビジネスと人権に関する指導原則」人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示したもの。

3 「持続可能な開発目標（SDGs）」平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（No one will be left behind）」ことを誓っている。

また、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・人権啓発推進法」という。）が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。さらに、平成14年（2002年）3月には、本法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後も、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別の人権関連法の整備が行われています。

また、平成28年（2016年）12月には、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めるため、「持続可能な開発目標実施指針<sup>4</sup>」が、令和2年（2020年）10月には、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「『ビジネスと人権』に関する行動計画<sup>5</sup>」が策定されました。

4 「持続可能な開発目標実施指針」日本が2030アジェンダを実施し、2030年までに日本の国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられている。

5 「『ビジネスと人権』に関する行動計画」今後政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入・促進への期待が表明されており、この行動計画の実施や周知を通じて、責任ある企業行動の促進を図ることで、日本企業の企業価値と国際競争力が向上するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現へとつながることが期待されている。

### 3 本県の取組

県では、これまでも、個別ごとの人権課題に対して、国や市町、関係団体等と連携しながら、その解決のために取り組んできました。また、ノーマライゼーション<sup>6</sup>の理念に基づいた施策の推進など、県民の人権を尊重するという視点に基づき諸施策を進めてきました。

しかし、一方では、様々な人権問題が幅広く存在していることから、人権教育・人権啓発の積極的な推進や、あらゆる行政分野において、人権の尊重を基礎とした行政の取組が求められるようになってきました。

このため、平成12年（2000年）には、人権施策の総合的な推進を目的とした庁内組織である「山口県人権施策推進連絡会議」を設置し、人権に関する庁内の関係部局間の連携を図ってきました。

また、同年、県が行う人権施策の基本理念及び県が取り組むべき人権課題、施策の推進等に関する「山口県人権推進指針」の策定に向け、学識経験者、関係団体の代表者、行政機関の代表者等で構成する「山口県人権施策推進協議会」を設置しました。

県では、本協議会における協議内容等を踏まえ、平成14年（2002年）3月、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、「山口県人権推進指針」を策定しました。

指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示すものであり、県では、策定後、人権教育・人権啓発及び個別の人権諸施策を、本指針の基本理念に基づき総合的に取り組んできました。

また、平成18年（2006年）4月には、人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議を目的とする「山口県人権施策推進審議会」を設置しました。

県では、本審議会における審議内容等も踏まえ、平成19年（2007年）6月に、指針の「分野別施策の推進」の改定を行いました。

さらに、人権諸施策の推進等の参考に資するため、平成20年（2008年）9月に「人権に関する県民意識調査」を実施し、その調査結果や審議会における審議内容等を踏まえ、平成24年（2012年）3月に「山口県人権推進指針」を改定しました。

また、新たな人権関連法の整備など、社会情勢の変化を踏まえ、令和元年（2019年）7月に「人権に関する県民意識調査」を再度実施したところであり、今後とも、必要に応じ、調査を実施することとしています。

6 「ノーマライゼーション」障害がある人もない人も地域において普通の生活を送ることができるようにすべきであるという考え方。

\* 「人権に関する県民意識調査」この調査結果の報告書は、人権対策室ホームページに掲載しています。

## 4 人権課題等の状況

### (1) 概況

私たちの身近には、家庭における子どもへの虐待、学校におけるいじめや体罰、障害者や外国人に対する差別など、様々な人権問題が幅広く存在しています。

本県においては、県民の人権に対する関心が高まり、理解も深まってきておりますが、今日の社会においては、差別問題だけではなく、政治的要因、経済的要因、あるいは社会的要因などにより、基本的人権の享有が阻害されるという問題なども含めて、次のような分野の問題などにおいて人権課題が見受けられます。

「男女共同参画に関する問題」「子どもの問題」「高齢者問題」「障害者問題」  
「部落差別（同和問題）<sup>7</sup>」「外国人問題」「罪や非行を犯した人の問題」  
「犯罪被害者と家族の問題」「環境問題（環境保全・大災害・公害）」  
「インターネットにおける問題」「プライバシーの保護」「拉致問題」  
「インフォームド・コンセント<sup>8</sup>」「感染症の問題」  
「ハンセン病<sup>9</sup>問題」「性の多様性に関する問題」  
「ストーカー<sup>10</sup>の問題」「自己決定権<sup>11</sup>を巡る問題」「アイヌの人々<sup>12</sup>」など

### (2) 家庭、地域、職場、学校等における課題

基本的人権は、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場において尊重されなければならないものですが、それぞれの場において、次のような人権課題があります。

#### ア 家庭における課題

少子・高齢化、家族の小規模化や家族形態の多様化が進展する中、子どもや高齢者への虐待、家庭内での暴力などの問題が見られます。

#### イ 地域における課題

住民相互の連帯感や地域社会の相互扶助機能が低下する中、ノーマライゼーションの考えのもと、ハード面、ソフト面における環境の整備などが、引き続きの課題となっています。

7 「部落差別（同和問題）」国は、「部落差別は同和問題に関する差別」として人権教育・啓発白書等で使用している。

8 「インフォームド・コンセント」医療行為の過程で、医療従事者が、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分にを行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うこと。

9 「ハンセン病」「らい菌」に感染することで起こる感染症。「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもない。

10 「ストーカー」同一の者に対し、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を反復して行う人。（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条）

11 「自己決定権」一定の個人的なことがらについて、個人が自ら決定することのできる権利。国際人権規約には、「すべての人民は自決の権利を有する。」と表記されている。

12 「アイヌの人々」国においては、平成19年（2007年）9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年（2009年）7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しており、令和元年（2019年）5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められている。

#### ウ 職場における課題

障害者の法定雇用率の達成、男女の賃金や昇進等の格差の是正、セクシュアルハラスメント<sup>13</sup>やパワーハラスメント<sup>14</sup>などの課題があります。

#### エ 学校における課題

いじめや体罰の問題や基本的人権の意義、人権尊重の理念についての理解が十分でないことや人権教育の推進体制の充実、家庭・地域社会等との連携の強化などの課題があります。

#### オ 施設等における課題

高齢者、障害者が安心して快適な生活をするためには、各種施設のもつ役割は大きなものがありますが、施設入居者や利用者に対する身体拘束や心理的な虐待などの課題があります。

また、インフォームド・コンセントの推進など医療機関が患者の立場に立った積極的な情報提供を促進することが一層求められています。

13 「セクシュアルハラスメント」 広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

14 「パワーハラスメント」 令和元年に改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて事業主に防止措置を講じることを義務付け、併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止された。

また、同法に基づき厚生労働省が令和2年に定めた指針において、「職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの」とされ、パワーハラスメントの代表的な類型として「イ 身体的な攻撃（暴行・傷害）」、「ロ 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）」、「ハ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）」、「ニ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）」、「ホ 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）」、「ヘ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」が示された。

# 第3 指針の基本理念、キーワード

## 1 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

## 2 キーワード

この基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

じゅう  
（自由）

だれもが 人として大切にされ 自由に自分らしく生きることが  
できる地域社会の実現をめざします

このため

県民一人ひとりが 自由にものごとを考え 自由の意義を理解し  
自ら決定していくことが大切となります

びょうどう  
（平等）

だれもが 社会の一員として等しく参加・参画し 個性や能力を十分に  
発揮できる地域社会の実現をめざします

このため

県民一人ひとりが 平等に権利を有していることを理解し  
お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが  
大切となります

いのち  
（生命）

だれもが 尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の  
実現をめざします

このため

県民一人ひとりが かけがえのない生命を大切にし 安心して  
安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります

## 第4 施策の推進

「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、国及び市町等と連携しながら諸施策を総合的、計画的に推進します。

### 1 人権を尊重した行政の推進

県が行うすべての業務は、なんらかの意味で人権にかかわりがあり、人権と無関係の部署はありません。職員一人ひとりが県民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、たえず問題意識をもって業務に当たる必要があります。

このため、県におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 県政の運営に当たっては、県民の人権を尊重するという視点に基づき、行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点に立っての業務の点検や見直し、情報公開の推進や個人情報の保護、申請・届出などに対する迅速な事務処理や公平な取り扱い、親切な接遇など人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚がもてるよう、職員研修を充実します。

また、保健、医療、福祉に携わる職員等が、患者や利用者の人権の重要性を認識し、人権意識の高揚が図れるよう、人権に関する研修を充実します。

### 2 人権教育及び人権啓発の推進

国の人権擁護推進審議会の人権教育・人権啓発に関する答申（平成11年（1999年）7月）においても、また、「人権教育・人権啓発推進法」（平成12年（2000年）12月）においても、人権教育と人権啓発の重要性が指摘され、地方公共団体に対して人権教育と人権啓発の積極的な推進が求められています。

県は、これまで様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の理念を認識していくための教育と啓発を推進してきましたが、これまでの実績を踏まえ、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場を通じて人権教育及び人権啓発を推進します。

#### (1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。そのため本県では、日本国憲法及び教育基本法 の精神にのっとり、基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

推進にあたっては、県民一人ひとりが、基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する認識を深めるとともに、個人の尊重や生命・自由・幸福追求の権利の尊重、法の下での平等といった、基本的人権尊重の様々な視点を身につけることができるよう取り組みます。また、個別の人権課題についても、基本的人権尊重の様々な視点から課題を捉え、理解を深めていくよう取り組みます。

## ア 学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

- ① 実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。
- ② 児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。
- ③ 幼児・児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

## イ 地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、市町との連携を図りながら、職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ① 社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するように支援します。
- ② 地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。

## ウ 家庭教育への支援

家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実に努めるなど、家庭教育への支援に努めます。

- ① 学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。
- ② 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実に努めます。

## (2) 人権啓発の推進

県民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、県民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

### ア 基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を推進します。

- ① 様々な人権問題の啓発とあわせ総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。
- ② テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどによる広報や啓発イベントの開催など、全県を対象とした人権啓発活動を推進します。
- ③ 「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進します。

### イ 県民の自主的な人権学習の取組を促進するため、市町における実践力のある啓発指導者の養成を推進します。

また、指針の活用を促進するとともに、必要な情報の提供に努めます。

### ウ 県民の理解と共感が得られる啓発内容や効果的な啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

### 3 相談・支援体制の充実

相談は、適切な助言等を通じて、当事者による問題解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法ですが、相談機関の専門性から、個別課題を中心とした対応になりがちで、相談機関相互の連携も必要となっています。

このため、県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

#### (1) 相談体制の充実

ア 人権に関する様々な相談に的確に対応するため、各相談機関の業務について相談機関相互が理解し、連携が図られるよう努めます。

また、県及び市町の人権に関する相談対応においては、相談内容を的確に把握し、他の窓口の紹介を含め、適切に対応するよう努めます。

イ 県及び市町の広報誌やホームページなど、様々な広報媒体を通じた相談機関等に関する基本情報の提供を進めます。

ウ 社会福祉施設等利用者に対する相談機能を充実します。

エ 相談員の資質の向上を図るため、研修の充実に努めます。

#### (2) 相談者等への支援の推進

ア 男女共同参画相談センターによる一時保護や自立支援、児童相談所の一時保護、成年後見制度<sup>15</sup>の利用推進、障害者の就労支援などの取組については、関係機関等との緊密な連携の下、積極的に推進します。

また、その他の相談機関においても、相談者への支援体制の充実に努めます。

イ 平成13年（2001年）5月の人権擁護推進審議会答申に基づく人権救済制度創設に向けた国の動向を注視し、新たな人権救済機関との連携のあり方などについて検討します。

### 4 分野別施策の推進

※ 各分野の施策推進については、本編資料として、14頁以降に一括掲載しています。

<sup>15</sup>「成年後見制度」認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

\* 人権に関する各種相談機関の一覧を人権対策室ホームページに掲載しています。

# 第5 推進体制

## 1 それぞれの取組

この指針のめざす「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、県民、民間団体、企業においてもそれぞれ果たす役割があり、行政との理解と協力のもとに活動（協働）していく必要があります。

### (1) 県民の取組

人権は、すべての人に等しく保障されたものです。したがって、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することが求められます。お互いを認め合う人権感覚を培うために、また、様々な人権問題を正しく理解するために、自主的な取組をしましょう。

### (2) 地域社会の取組

様々な人権問題を地域で学びあうための活動など、自主的な取組をしましょう。

### (3) 民間団体等の取組

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組をしましょう。

### (4) 企業の取組

公正な採用の促進、企業内研修の充実、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの根絶など企業内における人権尊重の確保や自主的・計画的な啓発活動の推進などの取組が求められます。

特に、企業内研修の実施に当たっては、内容や手法について、従業員の理解を得ることが求められます。また、地域において開催される研修会や学習会等への従業員の参加に配慮するなどの工夫した取組が求められます。

なお、国においては、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業への期待<sup>16</sup>を表明しています。

### (5) 市町の取組

住民にとって最も身近な自治体として、県との連携を図りながら、地域に密着したきめ細かい人権教育・人権啓発活動を実施するとともに、地域社会で行われる研修等の自主的な取組への支援などの推進が求められます。

また、人権施策推進の取組について、市民・町民の意見を反映するために、推進組織等の設置が求められます。

\* 「公正な採用の推進」「職業選択の自由」を保護し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、採用する側の企業が、人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが求められます。山口労働局では、公正採用選考人権啓発推進研修会の実施や企業訪問等により、効果的な啓発を推進するとともに、不適切な採用選考に対しては是正指導を行っています。

<sup>16</sup> 「企業への期待」その規模・業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと）を導入すること。

## (6) 県の取組

県は、国や市町等と連携した積極的な人権教育・人権啓発活動の推進や、市町や民間団体等の自主的な取組への支援などを行うとともに、広域的な領域を担当するなどの役割を果たします。

また、山口地方法務局、県、山口県人権擁護委員連合会で構成する「山口県人権啓発活動ネットワーク協議会<sup>17</sup>」及び県内5地域に組織された「人権啓発活動地域ネットワーク協議会<sup>18</sup>」を主要な啓発推進組織として位置づけ、国、県及び市町が密接に連携し、より効果的な啓発活動を実施します。

## 2 推進体制

### (1) 県の取組体制

人権課題は広範囲に及んでいることから、この指針による取組を次の体制により進めます。

ア 「山口県人権施策推進審議会」の意見を聴きながら、人権に係る施策を総合的に推進します。

イ 庁内関係課(室)で構成する「山口県人権施策推進連絡会議」により、人権に係る諸施策を円滑に推進します。

### (2) 自主的な取組への支援

県民や民間団体、企業などの自主的な取組を支援するため、県と市町が連携しながら、次の視点から条件整備の取組を進めます。

- ① 公民館等の公共施設における研修機能の充実
- ② 学習活動に活用できる教材や指導・助言体制の整備
- ③ 自主的な取組支援に関する情報提供

### (3) 民間団体、企業、行政の連携・協力

人権が尊重される地域づくりを推進するため、民間団体、企業、行政がそれぞれ主体者としての認識のもと、相互に連携し、協力して取組を進めます。

<sup>17</sup>「山口県人権啓発活動ネットワーク協議会」山口地方法務局、県、山口県人権擁護委員連合会で構成する人権啓発推進組織。

<sup>18</sup>「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」県内を5ブロック(岩国・周南・山口・宇部・下関)に分けて設置されている山口地方法務局支局、市町及び人権擁護委員協議会等で構成する人権啓発組織。



## 分野別施策の推進

○ 男女共同参画に関する問題	15
○ 子どもの問題	17
○ 高齢者問題	20
○ 障害者問題	22
○ 部落差別（同和問題）	25
○ 外国人問題	27
○ 罪や非行を犯した人の問題	29
○ 犯罪被害者と家族の問題	30
○ 環境問題	32
○ インターネットにおける問題	34
○ プライバシーの保護	35
○ 拉致問題	36
○ インフォームド・コンセントの推進	36
○ 感染症の問題	37
○ ハンセン病問題	38
○ 性の多様性に関する問題	39

### 1 現状と課題

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機として、世界的規模で女性の地位向上を図るための取組が進められました。我が国においても「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、さらには「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、法制面での整備が行われてきました。

本県においては、平成12年（2000年）に「山口県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、国の基本法及びこの条例に基づき「男女共同参画基本計画」（平成14年（2002年）策定、以後4回改定）を策定し、県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に取り組んできました。

これまでの取組により、事業所の管理職に占める女性割合が増加し、固定的な性別役割分担意識に改善傾向が見られるなど、一定の成果を上げていますが、男女の地位の平等感については、多くの分野で男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高いなど、依然として解決すべき課題が残されています。

### 2 基本方針

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指して、各種施策を総合的・計画的に推進します。

#### (1) 男女が共に活躍できる地域社会づくり

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、女性の活躍を推進するとともに、男女が能力を十分に発揮できる職場環境づくりや仕事と生活の調和の実現に向け取り組むことで、男女が共に活躍できる地域社会づくりを進めます。

##### ア あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参加拡大

女性が持てる力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、事業者・団体における女性活躍に向けた取組を促進するとともに、政治・行政、経済、社会など様々な分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進します。

##### イ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることのないよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた、長時間労働の縮減や多様な働き方が選択できる職場環境の整備促進、子育て・介護の支援体制の充実を図ります。

##### ウ 地域における男女共同参画の推進

活力ある地域社会づくりに向け、幅広い年代の男女の地域活動への参画支援、農林漁業経営等への女性の参画促進や女性リーダーの育成・支援、防災分野における女性の参画促進に取り組めます。

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で共に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革を進めます。

ア 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

県民の男女共同参画への理解促進・意識改革を図るための各種広報媒体による普及啓発、互いの人権を尊重するような教育・啓発の推進、男女がともに仕事と家庭の責任を分かちあえる社会をめざし、男性の家事・育児等への参画促進に取り組みます。

イ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女平等意識の形成に向け、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進や、国際感覚を備えた人材育成、国際交流団体等への活動支援を行います。

(3) 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力など男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、生涯を通じた健康支援、また、ひとり親家庭、高齢者、障害者等への支援に取り組むことで、男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくりを進めます。

ア 男女間における暴力の根絶

暴力のない社会づくりに向け、あらゆる暴力を許さない意識を醸成する教育や啓発活動を推進するとともに、DV被害者の相談から保護、自立に至るまでの切れ目のない支援や、性暴力被害者への被害直後からの総合的な支援を行います。

イ 生涯を通じた男女の健康の支援

男女が人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の保持増進の推進に向け、ライフステージに応じた健康支援や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築、性感染症や飲酒・喫煙等の健康被害に対する正しい知識の普及啓発を行います。

ウ みんなが安心して暮らせる社会づくり

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や生活、経済的自立に向けた支援、高齢者の多様な社会参加の促進や介護支援体制の充実、障害のある人への理解促進、相談支援体制の整備を図ります。

## 1 現状と課題

我が国では、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」が、また昭和26年（1951年）に「児童憲章」が制定され、その理念に沿って、次代の社会の担い手である児童の健全育成、児童の福祉の積極的な増進が進められてきました。

平成元年（1989年）に国際連合において採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者としても位置付けられています。

また、近年、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策推進法」など、新たな社会課題に対応するための法制面での整備が進んでいます。

本県においても、平成26年（2014年）に「山口県いじめ防止基本方針」を策定（平成29年（2017年）改定）し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきました。

さらに、令和5年（2023年）4月には、こども家庭庁が発足するとともに、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すことが明示され、こども施策を総合的に推進していくこととされています。

こうした中、近年、予想を上回るペースで少子化が進行するとともに、ひとり親家庭の増加や地域での家庭の孤立化などにより、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や地域社会の子どもを育てる力の低下が指摘されるなど、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。

また、子どもの貧困問題をはじめ、いじめや不登校、ヤングケアラー<sup>19</sup>など、子どもに関わる社会問題が顕在化し、特に、児童虐待<sup>20</sup>に関しては、事案も深刻化しており、早期発見、早期対応への取組が重要となっています。

本県においては、子どもの権利や利益への配慮も含め、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを目的として、平成19年（2007年）10月に「子育て文化創造条例」を制定しています。

また、令和2年（2020年）3月に、「子育て文化創造条例」の規定に基づく計画として、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定し、社会全体で子どもと子育て家庭をやさしく包み、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指す「みんな子育て応援山口県」を推進しています。

19 「ヤングケアラー」 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

20 「児童虐待」 親などの保護者がある児童に、暴力など児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待の4種類がある。

## 2 基本方針

より子どもの立場に立って、子どもを大切にしたい県づくりを推進するという基本方針のもとに、次のような施策を推進します。

### (1) 子どもの立場の尊重

ア 子どもの権利を擁護するため、「児童の権利に関する条約」の趣旨等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を図ります。

イ 児童虐待やいじめなどの子どもの人権侵害の根絶に努めるとともに、「児童の権利ノート<sup>21</sup>」の配布などを通じて、子どもの人権を尊重した社会の形成についての意識啓発に努めます。

ウ 家庭、地域、職場、学校などが一体となって、子どもの視点に立った「子育て文化」を形成するための気運の醸成に努めます。

エ 教職員の子どもに対するセクシュアルハラスメントや体罰を含む不適切な言動の根絶に努めるとともに、子どもが安全な学校生活を送れるよう、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めます。

オ 家庭、地域、学校などが一体となって、子どもを見守る体制の充実を図り、学校、保育所等における子どもの安全確保に努めます。

カ こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

### (2) 子どもを守る地域ネットワーク<sup>22</sup>の機能強化

ア 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を図るため、相談窓口を周知する等、市町に対する支援の充実を図るとともに、児童相談所を中心とした保健・医療・福祉・教育・警察など関係機関とのネットワークの形成を強化し、児童の保護に関する相談や児童及び家庭への対応の充実強化を図ります。

イ 児童相談所における保護者へのカウンセリングの実施や児童養護施設等への心理療法職員の配置、被虐待児に対する心のケアを行う職員の配置などにより、児童の保護と家庭支援の充実を図ります。

ウ 児童相談所への児童家庭アドバイザー<sup>23</sup>の配置や主任児童委員<sup>24</sup>等に対する専門研修の実施、市町レベルによる要保護児童対策地域協議会<sup>25</sup>の設置などを通じて、きめ細かな相談支援活動の実施を図ります。

エ 「児童虐待防止推進月間」（11月）の設定などによる、児童虐待の未然防止や県民の通告義務などに関して普及・啓発の充実を図ります。

21 「児童の権利ノート」施設等に入所措置された児童の権利保護のため、児童相談所から児童に配布される冊子。施設等での生活における児童の権利についての説明や相談先が記載されている。

22 「子どもを守る地域ネットワーク」 25 「要保護児童対策地域協議会」児童福祉法に基づき、地方公共団体が、単独又は共同して設置するよう努めなければならない協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもの適切な保護を図るため、関係機関、関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成され、必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う。

「子どもを守る地域ネットワーク」は「要保護児童対策地域協議会」の通称。

23 「児童家庭アドバイザー」児童相談所において、児童福祉司と協力し、児童虐待に関する調査、市町との連絡調整等を行う者。

24 「主任児童委員」児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する必要な援助・協力、地域の児童健全育成活動に対する支援を行う者。厚生労働大臣が任命する。

### (3) 相談・支援体制の充実

- ア 児童福祉法の改正を踏まえ、市町における児童福祉や母子保健に関する包括的な相談支援等を受けられる体制の整備を支援するとともに、児童相談所においては困難事例等への専門的対応を行うなど、適切な相談体制の充実を図ります。
- イ 子育てなどに関して夜間や休日においても電話相談など県民が利用しやすい相談体制を整備するとともに、研修の実施などにより専門的な相談・支援体制の充実強化を図ります。
- ウ 教職員が子どもの悩みやストレスを的確に受け止め、いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するとともに、その被害児童生徒に対する心のケアのため、学校における教育相談体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを活用し、生徒指導・教育相談に関する教職員の専門性の強化を図り、きめ細かな相談・支援を進めます。
- エ 学校だけでは解決困難な問題行動や児童生徒を取り巻く重大な事件・事故が発生した場合、教育委員会・関係機関等の専門家で編成するサポートチームを派遣し、緊急対応や継続的な対応のための人的支援を行います。
- オ ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるための連携体制の整備を進めます。

## 1 現状と課題

本県の高齢化率は、令和4年（2022年）には35.2%と全国（29.0%）よりも6.2ポイント高い水準となっており、全国に先行して高齢化が進んでいます。

また、高齢者人口は、令和2年（2020年）の46万5千人をピークに緩やかに減少に転じるものの、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少が大きいことから、令和22年（2040年）には高齢化率が40.0%となり、今後一層の高齢化が進むことが予測されています。

こうした高齢化の進行に伴い、今後、認知症<sup>26</sup>高齢者や一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれており、高齢者の権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの基盤強化をはじめ、社会的な支援システムの整備・充実を図ることが必要です。

こうした高齢者施策を計画的に推進し、生涯にわたり、だれもが健康でいきいきと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、令和6年（2024年）に「やまぐち高齢者プラン」を策定しました。

## 2 基本方針

「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」を基本目標として、次のような基本的方向に沿って、高齢者施策を総合的に推進します。

### (1) 介護サービスの充実

ア 高齢者が長期にわたって連続的にサービスを利用できるよう、居宅と施設・居住系の両サービスのバランスのとれた提供体制の整備を進めます。

イ 高齢者と施設・事業者との契約により提供される介護サービスの利用に関し利用者が適切に選択できるよう、「介護サービス情報の公表」制度の普及啓発などを進めるとともに、相談体制や苦情処理体制の充実に努めます。

ウ 介護サービスの質の向上に向けて、サービス従事者への人権教育を進めるとともに、事業者自らによるサービスの「自己評価」や「第三者評価」の推進を図ります。

エ 介護保険施設等における身体拘束のないケアの実現に向けて、普及啓発や専門家チームの相談・支援の充実を図るとともに、施設において課題や改善方法等についてきめ細かく把握し、主体的な取組の牽引者となる人材の養成研修を推進します。

### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

ア 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの基盤を強化するため、地域の連携体制の強化を図ります。

<sup>26</sup>「認知症」アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

- イ 高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、地域全体で支え合う体制づくりや高齢者居住関係施設の整備・充実など、ハード・ソフト両面にわたる基盤づくりを推進します。
  - ウ 高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康づくりや介護予防や重度化防止に係る市町の取組を支援します。
  - エ 高齢者等を狙った悪質商法の被害拡大や消費者トラブルの増加が懸念されることを踏まえ、山口県消費者基本計画（第4次改定版）に基づき、消費生活相談の充実や事業者団体等との連携、地域における見守り活動を促進し、高齢者等の消費者被害の未然防止に努めます。
  - オ 高齢者虐待のない地域づくりに向けて、「高齢者虐待防止・養護者支援法」に沿って、法の趣旨の普及啓発を図るとともに、市町における虐待の発見から支援までの仕組みづくりを支援します。
  - カ 認知症など判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業により福祉サービスの利用援助等を支援します。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、市町の相談支援体制の機能強化を図ることにより成年後見制度の利用を促進します。
  - キ 認知症に対する正しい理解を促進するとともに、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。
- (3) 生涯現役社会づくりの推進
- ア 高齢者が地域社会の一員として、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、その豊かな知識や経験、技能等を活かして、住民相互の支援活動を行うなど、地域を支える担い手として積極的に社会参画することを促進し、その活力を地域づくりに活かす取組を推進します。
  - イ 高齢になっても、なお活動的な生活を送れるよう、壮年期からの健康的な生活習慣の確立や維持に向けて、身近なところで健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進します。
- (4) 世代間の相互理解と交流の促進
- 高齢者のコミュニティ・スクールでの活動など、世代間の相互理解と交流を促進することにより、子どもが高齢者を身近に感じる環境づくりを進め、優しさと思いやりの心を培っていきます。

## 1 現状と課題

完全参加と平等をテーマとした国際障害者年（昭和56年（1981年））などを契機として、さまざまな施策が進められ、障害のある人もない人もお互いに助け合い、共に平等に社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の考え方も次第に定着してきています。

国においては、平成19年（2007年）に障害者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成23年（2011年）の「障害者基本法」の改正や平成25年（2013年）の「障害者差別解消法」の制定等の一連の国内法の整備を経て、平成26年（2014年）に条約を批准しました。

本県においても、令和6年（2024年）に策定した「やまぐち障害者いきいきプラン」に基づき、基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し、「自己決定の尊重と意思決定支援」、「社会的障壁の除去」、「情報アクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的・分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「総合的かつ計画的な取組の推進」を基本的視点として、諸施策を策定・推進しています。

また、令和4年（2022年）に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」を制定し、より一層の障害理解や共生社会の実現に向けた取組を推進しているところです。

しかしながら、日常生活はもとより、社会参加、働く場の確保など障害のある人を取り巻く社会環境には、未ださまざまな障壁（バリア）があります。

また、障害のある人に対する誤った認識や偏見・差別も依然として残っており、これらさまざまな障壁を取り除き（バリアフリー<sup>27</sup>）、障害のある人が地域の中で安心して暮らす権利を守ることが必要です。

障害のある人は、特別の存在ではなく、障害のない人と同じ自立した主体的存在です。地域で協働して支え合い、社会全体で、障害のある人の自立を支援し、社会参加と生きがいを一層進めていく必要があります。

## 2 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障害への理解を深め、共に生きる社会の実現」「自立生活を支える基盤整備」「地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備」「自立と社会参加に向けた雇用・就労促進」「個性と能力を發揮できる教育・社会参加」の施策体系に基づいて、市町や関係団体と連携しながら、障害者福祉施策を総合的かつ積極的に推進します。

27 「バリアフリー」高齢者や障害のある人などが、日常生活や社会生活を営む上での様々な障壁（バリア）を取り除くこと。建物や移動経路の段差の解消など物理的なもののほか、心のバリアフリー、制度のバリアフリー、情報のバリアフリーなどがある。

- (1) 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現
- ア 障害理解を進めるため、県民運動として取り組んでいる「あいサポート運動<sup>28</sup>」の一層の推進や、障害のある人とない人との交流機会の拡大を図ります。
  - イ 「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人に対する合理的配慮の提供への理解を進めるなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。
  - ウ 障害のある人に対する虐待防止を推進するため、虐待禁止等について理解促進を図るとともに、関係機関と連携し、障害者虐待に関する相談、早期発見及び早期対応、事後の適切な支援が図られるよう努めます。
- (2) 自立生活を支える基盤整備
- ア 障害のある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、身近な地域で切れ目ない支援を受けられる体制の整備に努めます。
  - イ 障害のある人の身近な地域における相談支援体制を充実させるとともに、広域的・専門的な相談支援機関と地域の相談支援機関との連携を強化します。
  - ウ 障害のある人が、各々のライフステージに応じた障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス体制の整備に努めます。
- (3) 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備
- ア 障害のある人が、希望する地域で、自立した生活を営むことができるよう、地域生活への移行を推進するとともに、地域定着のための支援を行います。
  - イ 障害のある人等が自らの意思で自由に行動し、平等に参加できる「福祉のまちづくり」を推進するため、ユニバーサルデザイン<sup>29</sup>の理念を踏まえた、施設・移動しやすい環境の整備を行います。
  - ウ 障害のある人が必要とする情報へのアクセシビリティの向上が図られるよう努めるとともに、障害のある人が円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実に努めます。
- (4) 自立と社会参加に向けた雇用・就労支援
- ア 就業面、生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センター<sup>30</sup>の活動の充実を図り、障害のある人への相談支援を実施し就労を促進するとともに、関係機関と連携し、職場での定着が図られるよう支援します。
  - イ 就労継続支援事業所等の利用者が、地域生活に必要な工賃水準を確保できるよう、各事業所における工賃水準向上の取組を進めます。
  - ウ 労働局等の関係機関と連携して県民や企業に対する普及啓発等を行い、障害者雇用を促進します。

28 「あいサポート運動」 様々な障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践し、誰もが暮らしやすい共生社会を作っていくことを目的とした運動。

29 「ユニバーサルデザイン」 高齢者や障害のある人などを含めた全ての人が、はじめから利用しやすいように、施設、もの、サービスなどに配慮を行うという考え方。

30 「障害者就業・生活支援センター」 就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

(5) 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

- ア スポーツや文化芸術活動など障害のある人の社会参加の機会の拡充を図るとともに、スポーツや文化芸術活動を通じた障害のある人とない人との交流機会の拡充に努めます。
- イ 障害のある幼児児童生徒がきめ細かな指導や切れ目ない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばすことのできる体制の充実に努めるとともに、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム<sup>31</sup>の構築のための特別支援教育を推進します。

<sup>31</sup> 「インクルーシブ教育システム」人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

## 部落差別（同和問題）

### 1 現状と課題

本県においては、同和問題の早期解決を県政の重要施策として位置付け、山口県部落問題対策審議会（県部対審：昭和29年（1954年）設置）の意見を聞きながら、市町村及び関係団体等との連携を図り、県民をはじめ関係者の理解と協力を得て、一体性や公平性に留意し、同和対策事業に総合的、計画的に取り組んできました。

このような状況の中で、平成10年（1998年）7月には、県部対審から、特別措置法の失効に向けた「山口県における今後の同和行政のあり方」についての答申を受け、その後、この答申に沿った取組を行ってきました。

その結果、生活環境等の整備が進み、関係住民の生活水準も向上するなど、いわゆる実態的差別の解消は大きく前進しました。

また、教育・啓発活動の推進により、県民の同和問題に対する理解も深まり、成果は全体的には着実に上がったとの認識により、国の特別対策の終了に合わせ、平成14年（2002年）3月をもって同和問題解決のための特別対策については終了しました。

こうした状況を踏まえ、県部対審については、平成17年（2005年）9月、「山口県における同和行政・教育のまとめ」が県部対審において了承され、審議会としての役割を終えたことから、平成17年（2005年）12月に廃止しました。

以後、同和問題は人権に関わる課題の一つとして捉え、市町、関係団体の協力を得て、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進しているところです。

こうした中、国において、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化<sup>32</sup>が生じていることを踏まえ、平成28年（2016年）12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が制定されました。

同法においては、国との適切な役割分担の下、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るとともに、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めることが求められています。

また、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとされています。

### 2 基本方針

同和問題の早期解決を図るための特別対策を終了して以降、施策の推進に当たっては、人権問題という本質から捉えた施策を講じることとしており、教育・啓発の推進に当たっては、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、県民一人ひとりの人権の尊重をめざすという視点に立って、必要な施策を実施します。

\* 「山口県における同和行政・教育のまとめ」この全文は、人権対策室ホームページに掲載しています。

32 「情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化」山口地方法務局が発表する「令和4年における山口県内の『人権侵犯事件』の状況(概要)」においては、救済措置を講じた具体事例として「インターネット上の掲示板に、実在する特定地域を同和地区であると摘示する内容が書き込まれている旨、法務局に情報提供がなされた」などと示されている。

また、部落差別解消推進法及び附帯決議を踏まえながら、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担の下、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めます。

#### ○人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進

これまでの教育・啓発活動の推進により、県民の同和問題についての理解が深まり、人権意識の高揚を図る上で多くの成果が上がったとの認識の下、基本的人権を尊重するという視点に立った人権諸施策を積極的に推進するという方向に沿って、教育・啓発活動を推進します。

また、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めます。

##### (1) 教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、これまでの同和教育の取組の成果と手法への評価を十分に踏まえ、基本的人権を尊重していくための教育を推進します。

##### (2) 啓発の推進

県民一人ひとりが部落差別の解消に関し、正しい理解と認識を深め、課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、市町や関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った、広報や研修等幅広い活動を推進します。

#### ○相談体制の充実

国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めます。

## 1 現状と課題

国では、深刻化する人手不足等を背景に、平成30年（2018年）以降、外国人材の受入れ・共生に向けた取組を充実させており、外国人住民の増加・多国籍化が全国的に進んでいます。本県においても、外国人住民数が、令和5年（2023年）末時点で1万9千人を超えるなど増加傾向にあり、併せて多国籍化も進んでいます。

また、近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となり、ヘイトスピーチの解消を目的として、平成28年（2016年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。

このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生による地域づくり」の重要性が高まっています。

本県では、様々な背景を持つ外国人を含む全ての県民が、豊かさを感じながら安全に安心して暮らすことができる地域づくりに加えて、日本人と外国人がこれからの山口県を共に創る一員として共に活躍することができる、多様性に富んだ地域づくりに取り組む必要があります。

## 2 基本方針

本県では、「日本人と外国人が、お互いを尊重しながら、共に地域を創る一員として活躍することで、全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県」を基本理念に掲げ、県内の市町や関係機関等と連携し、多文化共生社会の実現に向けて施策を推進することとしています。

そのために、外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる地域づくりを進めることが重要であると考えており、多文化共生の意識醸成と相互理解、地域における日本語教育、豊かに安心して暮らしつづけることができる地域づくりを促進するとともに、児童生徒の国際理解及び外国人児童生徒の教育の充実などに取り組みます。

### （1）多文化共生の意識啓発と相互理解の促進

市町や県国際交流協会<sup>33</sup>等とも連携し、地域住民や企業等に対し、多文化共生の意識啓発を進めるとともに、偏見や差別意識を解消し、多様性を受け入れ共に生きていく「多文化共生」への理解を深める相互交流の場づくりを促進します。

### （2）地域における日本語教育の推進等

「日本語教育の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、外国人が生活状況やライフステージに応じて必要な日本語能力を身に付け、地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう、地域における日本語教育を推進します。

**33 「県国際交流協会」** 正式名称は、（公財）山口県国際交流協会。本県における民間国際交流団体の中核的組織として、国際化推進のための環境づくりや、多文化が共生できる地域づくりなどの事業を行い、広く全県的な国際化の推進に寄与することを目的として設立された財団法人。

また、相手に配慮した分かりやすい日本語である「やさしい日本語」の普及啓発に努めます。

(3) 豊かに安心して暮らしつづけることができる地域づくりの促進

誰もが、豊かさを感じながら安全に安心して生活することができるよう、多言語による行政情報の提供、相談体制の充実、働きやすい就労環境の整備、災害・防災や生活（医療・保健・子育て・福祉・住宅）に関する支援の充実などに取り組みます。

(4) 児童生徒の国際理解教育及び外国人児童生徒の教育の充実

学校においては、帰国児童生徒や外国人児童生徒等と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする態度を育成する教育の充実を図ります。

また、日本語指導を必要とする児童生徒に対しては、民間の関係団体等と連携して日本語教育サポートを行うなど、支援の充実に努めます。

### 1 現状と課題

罪や非行を犯した人に対する偏見・差別は根強く、就労や住居の確保等、社会復帰を目指す人たちにとって、厳しい状況にあります。こうした人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、地域社会の理解と協力が必要です。

このため、平成28年（2016年）12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、県では「山口県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の取組を推進してきました。

同計画の期間中、本県の刑法犯の認知件数は減少し、令和3年（2021年）には、戦後最少の約3,900件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は約50%に及んでおり、立ち直ろうとする人を支援し、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

県では、こうした現状を踏まえ、令和6年（2024年）3月に「第二次山口県再犯防止推進計画」を策定し、更なる再犯防止の取組を推進することとしています。

### 2 基本方針

罪を犯した人等が立ち直り、再び地域社会の一員として、共に暮らすことができる、安心・安全な地域共生社会の実現に向け、次のような取組を推進します。

#### (1) 就労・住居の確保

生活の安定のための就労と住居の確保に取り組みます。

#### (2) 保健医療・福祉的支援

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、円滑な社会復帰や再犯の防止に向けた広域・専門的な支援等に取り組みます。

#### (3) 非行の防止と修学支援

家庭、学校、地域との緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進します。

#### (4) 関係機関・団体等との連携強化

市町や更生保護・非行防止の取組を支える保護司<sup>34</sup>等民間協力者とのネットワークを構築し、連携を強化します。

#### (5) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く県民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を目指します。

\*すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪や非行を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動として「社会を明るくする運動」があります。昭和26年に始まり、7月を強調月間として国と地方公共団体、民間団体が一体となって展開しています。

34「保護司」犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、罪や非行を犯した人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

### 1 現状と課題

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた人及びその家族又は遺族）は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的被害だけでなく、事件に遭ったことで精神的被害を受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮する場合があります。また、捜査や裁判の過程で精神的苦痛や時間的負担を感じたり、さらにはインターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による名誉の棄損、報道機関による過剰な取材等から受ける私生活の平穩の侵害等から深刻なストレスを受けるなど、被害後に生じるさまざまな二次的被害を受けて、苦しんでいます。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「犯罪被害者等基本法」を平成16年（2004年）に制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定し、令和3年（2021年）には「第4次犯罪被害者等基本計画」を公表しました。

こうした中、県内では依然として凶悪な事件が発生しているほか、潜在化するDVやストーカー被害、児童虐待といった問題や、犯罪被害者等のプライバシーの保護、SNSの普及による誤った情報の拡散など、新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、県は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会づくりを一層推進していくため、令和3年（2021年）に「山口県犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同年10月に「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の権利利益を保護し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

### 2 基本方針

「山口県犯罪被害者等支援推進計画」では、国の基本計画及び犯罪被害者等やその支援に携わる方からの意見・要望を踏まえ、次の4つの基本方針に沿って各種取組を推進しています。

#### （1）損害回復・経済的支援

犯罪被害者等が直面する経済的な困難を打開するため、犯罪被害者等支援を直接の目的とした制度のみならず、様々な支援制度を活用することにより、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を進めます。

#### （2）精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害を回復・軽減し、また未然に防止するための取組を推進します。

とりわけ、性犯罪<sup>35</sup>・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことや、児童虐待やDV、ストーカー事案は、繰り返し行われて被害が深刻化することが少なくないことから、被害を防止するための対策を強化するとともに、相談につながりやすく、適切に支援が受けられるようにするための取組の充実を図ります。

また、犯罪被害者等に関する情報の保護に努めるなど、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等から受ける二次的被害の防止に取り組めます。

### (3) 支援等のための体制整備

関係する相談窓口等において専門的な知識・経験に基づくきめ細やかな対応のできる体制づくりを進めるとともに、関係機関・団体等が連携・協働して重層的な支援を行うことができる体制の構築を進めます。

### (4) 県民の理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性等について、「犯罪被害理解促進期間」における集中的な広報啓発に取り組むとともに、様々な機会や媒体を活用して、年間を通じた広報啓発に取り組めます。

**35 「性犯罪」** 刑法及び刑事訴訟法の一部改正（令和5年7月13日施行）により、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪がそれぞれ統合された上で、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とし、わいせつ目的での16歳未満の者に対する面会要求等の罪を新設するなどの処罰規定の整備が行われ、あわせて、性犯罪についての公訴時効期間が延長された。

また、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止するため、性的姿態撮影等処罰法が新設された。

## 1 現状と課題

人類が生存できる地球環境を保全することは、「人間が人間らしく幸せに生きていく」ことに繋がっており、人権と密接に関わっています。

地球上のあらゆる人々の人権に配慮し、多様な人々と共存する社会が求められている中、県民一人ひとりが地球環境についての現状や課題について、正しい理解と認識を深めることが必要となってきました。

本県では、現在及び将来の県民すべてが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造を目指すため、平成7年（1995年）に「山口県環境基本条例」を制定するとともに、平成10年（1998年）に「山口県環境基本計画」を策定（令和3年（2021年）改定）し、環境に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

こうした中、近年、地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響、マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題<sup>36</sup>など、地球規模での新たな課題が顕在化しています。

こうした環境を巡る新たな課題に的確に対応しながら、環境・経済・社会が調和する持続可能な社会の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

## 2 基本方針

「山口県環境基本計画」に掲げる「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を基本目標として、次の3つの基本方針に沿って、環境施策を総合的に推進します。

### （1）健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための脱炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模の環境問題として直面している地球温暖化による気候変動、食品ロスや海洋ごみの増大、生物多様性<sup>37</sup>の保全などの課題を克服し、環境と経済・社会が調和する脱炭素社会<sup>38</sup>、循環型社会、自然共生社会を構築していくことが重要であることから、「気候変動対策の推進」、「循環型社会の形成」、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」に向けた取組を推進します。

### （2）県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

有害化学物質や、不法投棄された廃棄物等からの人の健康や生活、生態系を守ることの重要性が再認識されている今日において、県民の健康と生活環境を守り、現代及び将来の世代が健全で豊かな環境の恩恵を受け続けることができるよう、「生活環境の保全」に向けた取組を推進します。

36 「マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題」海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）など海洋に流出しているプラスチックごみは世界全体で少なくとも年間800万トンとの試算や、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあり、海洋ごみ問題は世界で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

37 「生物多様性」生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

38 「脱炭素社会」温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた値をゼロとする社会をいう。

(3) 「持続可能なやまぐち」を実現する人づくり・地域づくり

「持続可能なやまぐち」を実現するためには、県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政などの地域社会を構成するすべての主体が、自主的かつ積極的に、また、互いに連携・協働しながら、環境に配慮した行動を実践し、持続可能な地域を形成していくことが重要であることから、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組を推進します。

### 1 現状と課題

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、反面、その匿名性を悪用し、ホームページやSNS<sup>39</sup>に個人や集団を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、被害者救済の観点から、平成14年（2002年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ<sup>40</sup>責任制限法）」を施行し、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

さらに、令和3年（2021年）に同法を改正し、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの見直しを行い、令和6年（2024年）には、法律の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改め、大規模プラットフォーム事業者に投稿の削除に関し、対応の迅速化と運用状況の透明化の具体的措置を求める制度整備を行いました。

また、令和4年（2022年）には、インターネット上の誹謗・中傷が特に社会問題となっていることを契機として、実態への対処及び抑止対策として、侮辱罪の法定刑の引き上げを行いました。

一方、プロバイダ業界においても、平成14年の「プロバイダ責任制限法」の施行に併せて、削除要請の手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、平成19年（2007年）には、発信者情報の開示請求手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組を行っています。

さらに、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリングサービス<sup>41</sup>の利用を普及していくこととなり、平成30年（2018年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、より一層のフィルタリングの普及促進が図られました。

<sup>39</sup> 「SNS」 Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

<sup>40</sup> 「プロバイダ」 インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

<sup>41</sup> 「有害情報フィルタリングサービス」 青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

## 2 基本方針

インターネットをめぐるさまざまな問題に対応するため、山口地方法務局などの関係機関とも連携を図りながら、次のような取組を推進します。

### (1) 相談・支援体制の充実

児童生徒やその保護者等からの相談に的確に対応するため、子どもと親のサポートセンターのインターネット関連問題等に係る専門相談の機能や、SNS等を活用した相談体制等を充実・強化するとともに県民への一層の周知を図ります。

また、誹謗中傷に関する幅広い相談に対しては、山口地方法務局や総務省の違法・有害情報相談センター等と連携し、適切に対応するほか、情報流通プラットフォーム対処法に基づく国の取組を注視しながら、的確な情報提供などの支援に努めます。

### (2) 啓発活動の推進

県民一人ひとりが、インターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身に付け、マナーやルールを守ってインターネットやSNS等の活用ができるよう啓発活動を推進します。

### (3) 情報モラル教育の推進

学校において、1人1台タブレット端末等やスマートフォンの利用上のルールや情報モラルについての教育の充実を図り、情報社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。また、保護者に対して、児童生徒が使用するパソコンやスマートフォンにおけるフィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作り等、児童生徒の心身の成長の過程に応じたインターネットやSNS等の利用の適切な管理についての普及啓発に努めます。

## プライバシーの保護

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国においては、平成15年（2003年）に「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

本県においても、令和3年（2021年）の法改正により、法が直接適用されることとなり、令和4年（2022年）に、法の施行について必要な事項を定めるため「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、県の機関は、同条例第5条に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとするなど、個人情報の保護を図っています。

## 拉 致 問 題

### 1 現状と課題

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発し、現在、17人が政府によって拉致被害者として認定されています。

平成14年（2002年）9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から納得のいく説明はありません。

本県には、拉致の可能性を排除できない方々が11人おられ、長い年月が経過する中で、被害者やその御家族は高齢となられており、拉致問題の早期解決が強く望まれています。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

### 2 基本方針

- (1) 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、国や市町、関係機関と密接に連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する世論の喚起・啓発を図ります。
- (2) 広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）に、市町と連携しながら、啓発事業を実施します。
- (3) 啓発に当たっては、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせや差別などの二次的被害が生じないように配慮します。

## インフォームド・コンセントの推進

医療行為の過程で、医療従事者は、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。

このため、特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

今後とも、十分な患者への説明・診療情報の提供により、患者の理解と同意のもとに検査や治療を行うインフォームド・コンセントが一層推進され、安心して治療が受けられるよう、医療従事者への指導等を行い、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療の確保に努めます。

## 1 現状と課題

H I V感染やA I D S<sup>42</sup>（後天性免疫不全症候群）、O 1 5 7<sup>43</sup>などの感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者を始め、感染経路として疑われた関係者等に対する偏見や差別が存在しています。また、近年では、新型コロナウイルス感染症への様々な差別的取扱いが報告されるなど、新興感染症<sup>44</sup>への対応も課題となっています。

平成11年（1999年）に、感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、また、令和3年（2021年）には、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別を防止するための規定を設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」が施行されました。

これらも踏まえ、今後も、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭においた対策を推進していく必要があります。

## 2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を図り、人権尊重を念頭においた総合的な施策を推進します。

### (1) H I V感染者やA I D S患者等に対する偏見や差別の解消に努めるための正しい知識の普及啓発の推進

治療法の進歩によりH I V感染者の予後が改善され、感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりA I D Sの発症や他者への感染を防ぐことができるとともに、H I Vに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。

しかし、現状は正確な情報が十分に伝わっているとは言えず、偏見や差別の意識を払拭していかなければなりません。

学校教育や世界エイズデーなどにおいて、H I V感染及びA I D Sに対する正しい知識の普及啓発を推進します。

また、自覚症状のない感染者に対しての検査受診に向けた普及啓発活動と相談・検査体制の充実を図るとともに、福祉対策を推進します。

治療については、患者の人権を尊重するという立場に立って、医療体制の充実を図ります。

### (2) O 1 5 7など感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

感染症に対する偏見や差別の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進します。

とりわけ、新興感染症の発生・まん延時においては、患者等に対する差別的取扱いを防止するため、国や関係機関等と連携し、新興感染症についての情報収集や迅速かつ正確な情報発信等を通じて、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

42「A I D S」ヒト免疫不全ウイルス（H I V）によって引き起こされる病気の総称。H I Vに感染した人が、免疫の低下により厚生労働省が定めた23の合併症（日和見感染症等）のいずれかを発症した状態。

43「O 1 5 7」病原性大腸菌のうちの一つのタイプ。大腸菌の多くは無害だが、このO 1 5 7は発症すると腹痛や下痢、血便をおこす。

44「新興感染症」最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症（国立感染症研究所）

# ハンセン病問題

## 1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌の感染症ですが、感染力は弱く、感染し発病することは極めてまれです。（令和4年（2022年）の全国新規発生患者数（日本人）は0人。）また、今では、たとえ発病しても有効な治療薬により通院治療で完治します。

しかし、わが国のハンセン病対策は、「らい予防法」が廃止されるまで、患者の療養所への強制隔離という政策がとられたため、「怖い病気」として人々に定着し、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

平成21年（2009年）4月1日には、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るために、新たに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

また、令和元年（2019年）11月22日に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「法」という。）」が公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

こうした法の趣旨に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に、令和11年（2029年）11月21日まで補償金を支給しています。ハンセン病患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消をさらに推し進め、人権が尊重される社会を実現していくため、県民一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが求められています。

## 2 基本方針

国の「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」における施策提言（令和5年（2023年）3月）などを踏まえ、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や福祉対策等のさらなる推進に努めます。

- (1) ハンセン病患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消のため、他都道府県との取組を情報収集し、より良い方法を検討し、ハンセン病療養所入所者（県出身者）との交流事業や教職員の研修や各種イベントなど、市町と連携し、あらゆる機会を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- (2) 療養所入所者の里帰り事業、療養所への訪問事業、療養所退所者の社会復帰支援等において、市町等と連携しながら福祉対策を充実します。

## 性の多様性に関する問題

### 1 現状と課題

性のあり方には、大きく分けて「生物学的性」、「割り当てられた性」、「性的指向」、「性自認／ジェンダーアイデンティティ」、「性表現」の5つの要素<sup>45</sup>があり、それぞれの組み合わせによって、多様な性が形作られています。

「LGBT<sup>46</sup>」は、多様な性をあらわす言葉のうち、代表的な性的マイノリティの頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを総称する言葉としても使われています。

LGBTをめぐる動きとして、レズビアン、ゲイなどの同性愛者は、過去には病気とされていた時期もありましたが、平成2年（1990年）にWHO（世界保健機関）が国際疾病分類から同性愛を除外し、治療対象ではなくなっています。

また、トランスジェンダーについては、令和4年（2022年）に、国際疾病分類での名称が「性同一性障害」から「性別不合（出生時に割り当てられた性と実感する性別とが一致しない状態）」に名称変更されるとともに、分類も「精神疾患」から「性の健康に関する状態」に変更され、病気や障害ではなくなっています。

なお、平成16年（2004年）には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、一定の要件を満たすことで、性別の取扱いの変更が可能となりました。

令和2年（2020年）には、「労働施策総合推進法」の改正（パワハラ防止法）により、性的指向・性自認に関する侮蔑的言動や、アウティング（本人の了解なく性的指向・性自認を他人に教えること）がパワハラに該当するものとされ、防止策を講ずることが事業主の義務となりました。

令和5年（2023年）には、性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。

このように、LGBTを巡る社会的な動きが進んできたことから、性の多様性への関心や認知度は、県内でも高まっています。

**45 「5つの要素」** 性のあり方には大きく分けて5つの要素があり、それぞれの組み合わせによって様々な性のあり方が形づくられている。

生物学的性	生物学的に決定される性
割り当てられた性	出生時に外性器から判断される性
性的指向	愛や性愛の対象として魅力を感じる性
性自認／ジェンダーアイデンティティ	自分がアイデンティティを持っている性
性表現	他者にジェンダーとして表現する性

**46 「LGBT」** 下記の4つの言葉の頭文字を組み合わせた言葉。

性的指向による分類	
Lesbian（レズビアン）	女性として女性が好きな人
Gay（ゲイ）	男性として男性が好きな人
Bisexual（バイセクシュアル）	男女両性を好きになる人
性自認／ジェンダーアイデンティティによる分類	
Transgender（トランスジェンダー）	出生時に割り当てられた性別と性自認が一致していない人

しかしながら、LGBTをはじめとした性的マイノリティの人々が実際に直面している困難は周囲に見えづらいことから、県民の理解や配慮は進みにくく、精神的な苦痛を感じるとともに、就職や住宅を借りる際など、社会生活を送る上でも様々な困難に直面しています。

## 2 基本方針

LGBTなど性的マイノリティの人々への偏見や差別はあってはならず、多様性を認め、それぞれの生き方が尊重される社会を構築することが重要であることから、性の多様性に寛容な社会の実現を目的とする「LGBT理解増進法」の基本理念にのっとり、性的マイノリティの人々への正しい理解と認識を深め、性の多様性を認め合う意識が醸成されるよう、県民の理解増進に向けた普及・啓発に努めます。



## 参 考 資 料

- 世界人権宣言 ..... 43
- 人権関係年表（国際連合の取組） ..... 47
- 日本国憲法（抄） ..... 49
- 人権関係年表（国内の取組） ..... 51
- 指針の策定経過 ..... 56
- 山口県人権施策推進協議会委員名簿 ..... 57
- 審議会の審議経過等 ..... 58
- 山口県人権施策推進審議会委員名簿 ..... 60

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、

すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### **第27条**

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### **第28条**

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### **第29条**

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### **第30条**

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権関係年表

## (国際連合の取組)

1945年(昭和20年)	「国際連合憲章」及び「国際司法裁判所規程」調印
1948年(昭和23年)	「世界人権宣言」採択
1949年(昭和24年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択
1951年(昭和26年)	「難民の地位に関する条約」採択
1959年(昭和34年)	「児童権利宣言」採択
1965年(昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択
1966年(昭和41年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)並びにその「選択議定書」採択
1968年(昭和43年)	【国際人権年】 第1回世界人権会議(テヘラン)
1973年(昭和48年)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処刑に関する国際条約」採択
1975年(昭和50年)	【国際婦人年】 「障害者の権利に関する宣言」採択 「国連婦人の10年」宣言(1976~1985)
1979年(昭和54年)	【国際児童年】 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択
1981年(昭和56年)	【国際障害者年】 「国連・障害者の10年」宣言(1983~1992)
1984年(昭和59年)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問禁止条約)採択
1989年(平成元年)	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択
1990年(平成2年)	「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択
1993年(平成5年)	【世界の先住民の国際年】 「世界の先住民の国際の10年」宣言(1995~2004) 第2回世界人権会議(ウィーン) 国連人権高等弁務官を新設
1994年(平成6年)	【国際家族年】 「人権教育のための国連10年」宣言(1995~2004)
1995年(平成7年)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択
1999年(平成11年)	【国際高齢者年】 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択
2000年(平成12年)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択

# 人権関係年表

## (国際連合の取組)

2000年(平成12年)	「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択
2001年(平成13年)	【人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年】 人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議（ダーバン会議）
2002年(平成14年)	「国連識字の10年：すべての人に教育を」宣言（2003～2012） 「国連持続可能な開発のための教育の10年」宣言（2005～2014） 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は、 刑罰に関する条約の選択議定書」採択
2004年(平成16年)	【奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年】 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）
2005年(平成17年)	「人権教育のための世界計画」開始
2006年(平成18年)	「人権理事会」設立決議を採択 「障害者の権利に関する条約」並びにその「選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択
2007年(平成19年)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択
2009年(平成21年)	人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議（ダーバン会議）のレビュー会議（ジュネーブ）
2010年(平成22年)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択
2011年(平成23年)	【アフリカ系の人々のための国際年】 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関」活動開始 「子どもの権利条約の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択
2013年(平成25年)	「デジタル時代のプライバシーに対する権利」採択
2014年(平成26年)	「いじめからの子どもの保護」採択
2015年(平成27年)	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択（「持続可能な開発目標SDGs」） 「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する具体的行動を求める世界的呼びかけ」採択
2016年(平成28年)	「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択
2017年(平成29年)	「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」採択 「開発における女性」採択

# 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第23条** 学問の自由は、これを保障する。

**第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第27条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 第10章 最高法規

**第97条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権関係年表

## (国内の取組)

1947年(昭和22年)	「日本国憲法」施行、「教育基本法」施行、「労働基準法」制定
1948年(昭和23年)	「児童福祉法」施行、「民法」改正
1950年(昭和25年)	「生活保護法」制定
1951年(昭和26年)	“児童憲章”制定、「社会福祉事業法」施行
1960年(昭和35年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)施行
1963年(昭和38年)	「老人福祉法」施行
1964年(昭和39年)	「母子及び寡婦福祉法」施行
1965年(昭和40年)	同和対策審議会答申〔同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策〕
1969年(昭和44年)	「同和対策事業特別措置法」施行
1970年(昭和45年)	「心身障害者対策基本法」施行
1979年(昭和54年)	「国際人権規約」批准
1981年(昭和56年)	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者等給付金支給法)施行 「難民条約」加入
1982年(昭和57年)	「地域改善対策特別措置法」施行
1985年(昭和60年)	「女性差別撤廃条約」批准
1986年(昭和61年)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)施行
1987年(昭和62年)	「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1993年(平成5年)	「障害者基本法」施行(心身障害者対策基本法改正)
1994年(平成6年)	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 「児童の権利に関する条約」批准
1995年(平成7年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」加入 「高齢社会対策基本法」施行
1996年(平成8年)	地域改善対策協議会意見具申〔同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について〕 “男女共同参画2000年プラン”決定(男女共同参画推進本部)
1997年(平成9年)	「人権擁護施策推進法」施行、「地対財特法」の一部改正 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行 「北海道旧土人保護法」廃止 “人権教育のための国連10年に関する国内行動計画”取りまとめ
1998年(平成10年)	「高年齢者雇用安定法」一部改正〔60歳以上定年制義務化〕 「障害者雇用促進法」一部改正〔障害者雇用率(1.8%)の設定〕
1999年(平成11年)	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行〔精神薄弱者から知的障害者への用語改正〕

# 人権関係年表

## (国内の取組)

1999年(平成11年)	「拷問禁止条約」加入 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 人権擁護推進審議会答申〔人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について〕 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行
2000年(平成12年)	「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行 「外国人登録法」一部改正〔指紋押捺全廃〕、「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行 「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行 「社会福祉法」施行(社会福祉事業法改正) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・人権啓発推進法)施行
2001年(平成13年)	人権擁護推進審議会答申〔人権救済制度の在り方について〕 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 人権擁護推進審議会追加答申〔人権擁護委員制度の改革について〕 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「雇用対策法」改正〔募集・採用時の年齢制限緩和〕 “高齢社会対策大綱”策定 “第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議”開催
2002年(平成14年)	“人権教育・啓発に関する基本計画”策定 「身体障害者補助犬法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)施行 “障害基本計画”策定
2003年(平成15年)	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「個人情報保護に関する法律」(個人情報保護法)施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行 “ホームレスの自立の支援等に関する基本方針”策定
2004年(平成16年)	「性同一性障害の差別の取り扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)施行

# 人権関係年表

## (国内の取組)

2004年(平成16年)	「障害者基本法」改正〔障害を理由とする差別の禁止〕 「DV防止法」改正〔保護命令制度の拡充等〕 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」 批准
2005年(平成17年)	「犯罪被害者等基本法」施行、「発達障害者支援法」施行 “第二次男女共同参画基本計画”策定 “犯罪被害者等基本計画”策定 「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」批准
2006年(平成18年)	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 (高齢者虐待防止・養護者支援法)施行 「公益通報者保護法」施行 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(刑事収容施設 法)施行 「障害者雇用促進法」改正〔精神障害者に対する障害者雇用率の適用〕 「高年齢者雇用安定法」改正〔継続雇用制度の導入〕 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法 律」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 (「ハートビル法」及び「交通バリアフリー法」廃止) 「自殺対策基本法」施行
2007年(平成19年)	「男女雇用機会均等法」改正〔男性に対する差別の禁止〕
2008年(平成20年)	「児童虐待防止法」改正〔立入調査の強化等〕 「DV防止法」改正〔保護命令制度の拡充等〕 「出会い系サイト規制法」改正〔利用者の年齢確認を義務化〕 「刑事訴訟法」改正〔取調べの可視化〕 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 “ホームレスの自立の支援等に関する基本方針”改定 「性同一性障害特例法」改正
2009年(平成21年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等 に関する法律」施行
2010年(平成22年)	「子ども・若者育成支援推進法」施行
2011年(平成23年)	「障害者基本法」改正〔障害の社会モデルの考え方の導入〕
2012年(平成24年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (障害者虐待防止法)施行
2013年(平成25年)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法)施行〔難病等の追加〕 「障害者雇用促進法」改正・一部施行〔障害者の範囲の明確化〕 「いじめ防止対策推進法」施行 「ストーカー規制法」改正・施行〔電子メールを送信する行為の規制〕

# 人権関係年表

## (国内の取組)

2014年(平成26年)	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策推進法) 施行</p> <p>「障害者総合支援法」施行〔重度訪問介護の対象拡大 他〕</p> <p>「障害者の権利に関する条約」批准</p> <p>「DV防止法」改正〔生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法を適用〕</p>
2016年(平成28年)	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 施行</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 施行</p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) 施行</p> <p>「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法) 施行</p> <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法) 施行</p> <p>「障害者雇用促進法」改正〔障害者に対する差別の禁止〕</p> <p>「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法) 施行</p> <p>「発達障害者支援法」改正〔発達障害者への一層の支援充実〕</p>
2017年(平成29年)	<p>「ストーカー規制法」改正〔規制対象行為の拡大等〕</p>
2018年(平成30年)	<p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行</p> <p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」改正〔フィルタリングの利用の促進〕</p>
2019年(令和元年)	<p>「日本語教育の推進に関する法律」(日本語教育推進法) 施行</p> <p>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」改正</p> <p>「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(ハンセン病元患者家族補償法) 施行</p> <p>「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法) 施行</p>
2020年(令和2年)	<p>「女性活躍推進法」改正〔女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設 他〕</p> <p>「DV防止法」改正〔児童相談所との連携強化〕</p> <p>「労働施策総合推進法」改正〔パワーハラ防止対策義務化の対象に性的指向・性自認に関する侮辱的言動やアウティングを規定*〕</p> <p>“「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020年~2025年)” 策定</p>

\* 労働施策総合推進法に基づき、厚生労働省が令和2年(2020年)に定めた指針及び運用通知において規定されている。  
 なお、性的指向・性自認以外の労働者の属性に関する侮蔑的な言動(外国人であること、特定の国・地域の出身や特定の国・地域にルーツがあること等)についての侮蔑的な言動を含む)も、職場におけるパワーハラスメントの3つの要素(P.6「パワーハラスメント」脚注参照)を満たす場合は、対象となる。

# 人権関係年表

## (国内の取組)

2021年(令和3年)	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正〔差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務を規定〕
2022年(令和4年)	「プロバイダ責任制限法」改正〔発信者情報開示について新たな裁判手続の創設 他〕
2023年(令和5年)	「刑法」改正〔侮辱罪の法定刑の引き上げ〕 「個人情報保護法」改正〔官民通じた個人情報の保護と活用の強化 他〕 「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)施行
2024年(令和6年)	「障害者差別解消法」改正〔事業者の合理的配慮の提供の義務化〕 「DV防止法」改正〔保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 他〕 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

## 指針の策定経過

区 分	主 な 議 事
第1回協議会 (H12. 7.31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長及び副会長の選任</li> <li>○行政説明「人権行政の現状等について」</li> <li>○人権に関する課題について、各委員より意見等の発表</li> </ul>
第2回協議会 (H12. 9.25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「山口県人権推進指針（仮称）の項目」等について 意見交換・自由討議</li> </ul>
第3回協議会 (H12.11.30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仮称）山口県人権推進指針策定に関する意見について協議               <ul style="list-style-type: none"> <li>1（仮称）山口県人権推進指針における「人権」の定義について</li> <li>2 指針の基本理念、キーワードについて</li> <li>3 行政として取り組むべき人権施策（共通事項関係）について</li> <li>4 家庭、地域、職場、学校、施設等での課題について</li> </ul> </li> </ul>
第4回協議会 (H13. 2.14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山口県における人権教育・啓発関係事業等について（報告）</li> <li>○（仮称）山口県人権推進指針策定に関する意見について協議               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 県、市町村、県民、民間団体、企業等の役割について</li> <li>2 人権侵害被害者の救済、保護等について</li> <li>3 個別課題の現状、問題点について</li> <li>4（仮称）山口県人権推進指針に反映すべき事項について</li> </ul> </li> </ul>
第5回協議会 (H13. 5.31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仮称）山口県人権推進指針骨子（案）について協議</li> <li>○地域懇談会の開催について</li> </ul>
地域懇談会 (H13. 7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中部地域 18人（7/ 4 山口市）      ○北部地域 14人（7/ 6 萩 市）</li> <li>○東部地域 21人（7/10 由宇町）      ○西部地域 17人（7/12 菊川町）</li> <li>○直接聴取（対象：計70人）</li> </ul>
意見募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権対策室ホームページを活用した意見の募集 期間 H13.8.1～H13.8.31</li> </ul>
市町村説明会 (H13. 9. 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仮称）人権推進指針について意見交換</li> </ul>
第6回協議会 (H13.10.23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仮称）山口県人権推進指針（素案）について協議</li> <li>○指針の表題について協議</li> </ul>
第7回協議会 (H13.12.19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山口県人権推進指針（原案）について協議</li> </ul>
第8回協議会 (H14. 3.22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山口県人権推進指針（案）について協議 取りまとめ</li> </ul>

注）「協議会」は、山口県人権施策推進協議会（平成12年7月6日設置）です。

# 山口県人権施策推進協議会委員名簿

(平成12年7月6日～平成14年3月22日)

五十音順

氏名	団体名(職名)	備考
井坂尚子	(公募)	
伊藤青波	山口県町村会(徳地町長)	
伊藤美代子	人権擁護委員	副会長
井上早苗	徳地町社会福祉協議会	
大庭晴子	山口市身体障害者福祉更生会	
岡田利雄	山口県都市教育長会(防府市教育長)	平成13年10月16日～
小田輝吉	山口県町村教育長会(大島町教育長)	
香川智弘	山口芸術短期大学教授	
川間健之介	山口大学教育学部助教授	
河村 暁	山口県精神障害者福祉会連合会	平成12年7月6日～平成13年7月15日
国兼由美子	山口県痴呆性老人を支える家族の会連合会	
國富 晃	山口県老人クラブ連合会	
熊本啓子	山口県立下関南高等学校PTA	
桑原 清	山口県精神障害者福祉会連合会	平成13年7月16日～
河内山哲朗	山口県市長会(柳井市長)	平成12年7月6日～平成13年6月11日
佐下勝義	山口地方務局長	
澤田寿子	(公募)	
澤田正之	全日本同和会山口県連合会	
清水玲持	山口県都市教育長会(防府市教育長)	平成12年7月6日～平成13年10月15日
シャルコフ・ロバート	山口県立大学国際文化学部助教授	
正司明美	山口県立大学社会福祉学部講師	
隅田寿三子	山口県知的障害者福祉協会	
武下 浩	宇部短期大学学長	会長
津田ます子	山口県母親クラブ連絡協議会	
友田 有	山口県議会議員	平成12年7月6日～平成13年6月11日
中島正行	山口県部落解放運動連合会	
中谷一成	(公募)	
中山修身	弁護士	
橋本尚理	山口県議会議員	平成13年6月12日～
藤井睦子	山口県男女共同参画審議会	
藤田忠夫	山口県市長会(宇部市長)	平成13年6月12日～
水本俊二	部落解放同盟山口県連合会	平成12年7月6日～平成12年11月12日
宮川力雄	部落解放同盟山口県連合会	平成12年11月13日～
李 寛 順	韓国語通訳(東亜大学非常勤講師)	

注) 団体名(職名)は、当時のものです。

## 審議会の審議経過等

区 分	主 な 議 事
第1回審議会 (H18. 7.10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長及び副会長の選任</li> <li>○行政説明 山口県人権推進指針の策定経緯及び「分野別施策の推進」に係る見直しの趣旨説明</li> <li>○見直しに係る知事からの諮問</li> </ul>
第2回審議会 (H18.10.17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「分野別施策の推進」の見直しに係る「素案」の審議</li> </ul>
第3回審議会 (H19. 2.14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「分野別施策の推進」の見直しに係る「原案」の審議</li> </ul>
第4回審議会 (H19. 4.26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「分野別施策の推進」の「見直し案」の審議 取りまとめ</li> </ul>
審議会答申 (H19. 5.26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「分野別施策の推進」の見直しに係る知事への答申</li> </ul>
第5回審議会 (H20. 8.22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長及び副会長の選任</li> <li>○人権に関する県民意識調査の実施について</li> <li>○行政説明（山口県の人権啓発関係事業について）</li> </ul>
第6回審議会 (H21. 2.19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権に関する県民意識調査の実施結果について</li> <li>○行政説明（分野別施策に係る計画・プラン等について）</li> </ul>
第7回審議会 (H23.11.21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長及び副会長の選任</li> <li>○山口県人権推進指針の改定に係る知事からの諮問</li> <li>○改定に係る「骨子案」の審議</li> </ul>
第8回審議会 (H24. 2.10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「改定案」の審議 取りまとめ</li> </ul>
審議会答申 (H24. 2.17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山口県人権推進指針の改定に係る知事への答申</li> </ul>
第9回審議会 (H26. 1.27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長及び副会長の選任</li> <li>○「山口県人権推進指針」周知の取組状況について</li> <li>○「分野別施策の推進」に関わる法律の制定・改正状況について</li> </ul>

区 分	主 な 議 事
第10回審議会 (H27. 7.22)	○会長及び副会長の選任 ○「山口県人権推進指針」周知の取組状況について ○「山口県人権推進指針」参考資料に係る修正について
第11回審議会 (H29. 6. 9)	○会長及び副会長の選任 ○「山口県人権推進指針」参考資料に係る修正について ○人権に関する県民意識調査について
第12回審議会 (H31. 1.22)	○人権に関する県民意識調査について
第13回審議会 (R2. 2.24)	○会長及び副会長の選任 ○人権に関する県民意識調査の実施結果について ○鈴木委員意見書について
第14回審議会 (R3. 1.28)	○LGBTなどいわゆる性的少数者に関する問題について
第15回審議会 (R4. 5.27)	○会長及び副会長の選任 ○人権に関する県民意識調査結果に基づく方向性について
第16回審議会 (R5. 1.27)	○現行指針の課題と今後の方向性について
第17回審議会 (R6. 1.23)	○会長及び副会長の選任 ○山口県人権推進指針の改定に係る知事からの諮問 ○改定に係る「素案」の審議
第18回審議会 (R6. 5.28)	○改定に係る「素案」の審議
第19回審議会 (R6.11.12)	○「改定案」の審議 取りまとめ
審議会答申 (R6.11.12)	○山口県人権推進指針の改定に係る知事への答申

注)「審議会」は、山口県人権施策推進審議会(平成18年7月1日設置)です。  
 ※審議経過等の詳細は、人権対策室ホームページに掲載しています。

# 山口県人権施策推進審議会委員名簿

(平成18年7月1日～)

五十音順

氏名	役職名	備考
秋山二郎	山口地方法務局長	平成29年4月1日～平成31年1月31日
有田光枝	公募委員	令和3年2月1日～令和5年1月31日
石川幸人	全日本同和会山口県連合会会長	平成18年7月1日～平成28年2月22日
石丸義臣	公募委員	令和5年2月1日～
井原貴美	山口県子ども虐待防止ネットワーク幹事	平成25年2月1日～平成31年1月31日
今村孝子	(一社)山口県医師会顧問	平成27年2月1日～
入江要次	山口地方法務局長	平成19年4月1日～平成20年3月31日
岩城満	山口県子ども虐待防止ネットワーク事務局長	平成18年7月1日～平成22年6月30日
大河原清人	山口地方法務局長	平成21年4月1日～平成22年3月31日
大庭晴子	山口市身体障害者福祉更生会事務局長	平成18年7月1日～平成20年6月30日
岡山久代	(一財)山口県手をつなぐ育成会評議員	平成18年7月1日～平成29年1月31日
奥田哲也	山口地方法務局長	平成22年4月1日～平成24年3月31日
小野喜男	山口県人権擁護委員連合会副会長	令和6年10月22日～
香川智弘	山口学芸大学教授	平成18年7月1日～平成20年6月30日
梶野晴彦	(一財)山口県手をつなぐ育成会理事	令和3年2月1日～
数井聡美	(公財)山口県国際交流協会統括コーディネーター	令和3年2月1日～
兼行邦夫	山口地方法務局長	平成20年4月1日～平成21年3月31日
加屋野智美	人権擁護委員	平成18年7月1日～平成25年1月31日
川口泰司	部落解放同盟山口県連合会書記長	令和3年2月1日～
河野通雄	公募委員	平成23年2月1日～平成25年1月31日
川村宏司	山口県子ども虐待防止ネットワーク事務局長	平成31年2月1日～
岸かおる	コラムニスト	平成18年7月1日～平成27年1月31日
金恵媛	山口県立大学国際文化学部教授	平成18年7月1日～令和3年1月31日
草田和枝	公募委員	平成20年7月1日～平成22年6月30日
	山口県人権擁護委員連合会会長	平成27年6月22日～令和6年9月13日
国兼由美子	山口県認知症を支える会連合会会長	平成18年7月1日～平成31年1月31日
高田晃	学校法人香川学園理事長	平成27年2月1日～
小林法子	公募委員(美祢市男女共同参画審議会会長)	平成29年2月1日～平成31年1月31日
小山健治	山口地方法務局長	平成28年4月1日～平成29年3月31日
佐伯哲治	東ソー(株)南陽事業所副事業所長	平成25年2月1日～平成28年6月29日
坂元洋太郎	弁護士	平成18年7月1日～平成20年6月30日
作良昭夫	弁護士	平成20年7月1日～平成22年6月30日
貞國耀	医療法人仁保病院理事長	平成20年7月1日～平成27年1月31日
澤田正之	全日本同和会山口県連合会会長	平成31年2月1日～令和6年6月16日
末長正	山口県地域人権運動連合会書記長	平成31年2月1日～令和5年1月31日
鈴木朋絵	弁護士	平成23年2月1日～
高木和文	山口市障害者団体連合会理事	平成20年7月1日～令和3年1月31日
武下浩	学校法人香川学園理事長	平成18年7月1日～平成20年6月30日
武居ひとみ	(一社)山口県身体障害者団体連合会事務局長	令和3年2月1日～令和5年1月31日

# 山口県人権施策推進審議会委員名簿

(平成18年7月1日～)

五十音順

多田 衛	山口地方法務局長	平成24年4月1日～平成26年3月31日
田中 里美	(一財)山口県手をつなぐ育成会監事	平成29年2月1日～令和3年1月31日
谷 真人	東ソー(株)南陽事業所総務部長	令和3年2月1日～令和6年6月21日
田村 修一	全日本同和会山口県連合会事務局長	平成29年2月1日～平成31年1月31日
田村 知津子	公募委員	平成31年2月1日～令和3年1月31日
千葉 和信	山口地方法務局長	平成26年4月1日～平成27年3月31日
寺尾 学	東ソー・シリカ(株)取締役社長	平成18年7月1日～平成25年1月31日
徳光 三代子	公募委員	平成20年7月1日～平成22年6月30日
中島 正行	山口県地域人権運動連合会議長	平成18年7月1日～平成25年6月17日
中藤 晶子	全日本同和会山口県連合会女性部副部長	令和6年6月17日～
中野 武雄	全日本同和会山口県連合会会長代行	平成28年6月29日～平成28年10月8日
永岡 健治	山口地方法務局長	平成18年7月1日～平成19年3月31日
灰田 信子	山口県人権擁護委員連合会副会長	平成25年2月1日～平成27年6月21日
畑 道規	東ソー総合サービス(株)取締役社長	平成28年8月2日～令和3年1月31日
馬場 幹雄	山口県地域人権運動連合会書記次長	令和5年9月8日～
藤本 謙吾	部落解放同盟山口県連合会顧問	平成24年4月23日～令和3年1月31日
船崎 美智子	公募委員	平成25年2月1日～平成27年1月31日
	ライフスタイル協同組合代表理事	平成27年2月1日～
増田 貴信	公募委員	平成23年2月1日～平成25年1月31日
松岡 広昭	部落解放同盟山口県連合会執行委員長	平成18年9月27日～平成24年4月22日
松野 登美子	山口県地域活動連絡協議会事務局長	平成23年2月1日～平成31年1月31日
三浦 恵子	公募委員	平成27年2月1日～平成29年1月31日
三島 正英	山口県立大学教授	平成20年7月1日～平成27年1月31日
三原 久則	東ソー(株)南陽事業所総務部長	令和6年7月26日～
宮川 力雄	部落解放同盟山口県連合会執行委員長	平成18年7月1日～平成18年9月26日
宮原 博之	(一社)山口県身体障害者団体連合会会長	令和5年2月1日～
安光 真裕美	山口県地域活動連絡協議会副会長	平成18年7月1日～平成22年9月30日
山下 悦子	山口県認知症を支える会連合会会長	平成31年2月1日～
山本 正美	山口県地域人権運動連合会委員長	平成25年8月9日～平成31年1月31日
山本 芳郎	山口地方法務局長	平成27年4月1日～平成28年3月31日
横山 勇美	公募委員	平成18年7月1日～平成20年6月30日
吉富 崇子	公募委員	平成18年7月1日～平成20年6月30日

注1) 退任委員の役職名は、当時のものです。 注2) この名簿は令和6年12月1日現在のものです。

## 会長及び副会長の選任状況

役名	審議会	第1回～第4回	第5回、第6回	第7回～第9回	第10回～第19回
会 長		香川 智弘	三島 正英	三島 正英	高田 晃
副 会 長		加屋野 智美	加屋野 智美	貞 國 燿	今村 孝子

---

# 山口県人権推進指針

県民一人ひとりの人権が尊重された  
心豊かな地域社会をめざして

発行：平成14年(2002年) 3月  
平成19年(2007年) 6月一部改定  
平成24年(2012年) 3月改定  
令和 6年(2024年) 12月改定

編集発行：山口県環境生活部人権対策室  
〒753-8501 山口市滝町1-1  
電話 083-933-2810  
ファックス 083-933-2819  
メール a121002@pref.yamaguchi.lg.jp  
ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/36/>

印刷：泉菊印刷株式会社

---